

広島県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安芸区畑賀町、同区畑賀一丁目、同区畑賀二丁目及び同区畑賀三丁目地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規
畑賀一丁目二（五五四）	急傾斜地の崩壊	畑賀一丁目二（五五四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀二丁目一〇（五五五）	急傾斜地の崩壊	畑賀二丁目一〇（五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
下為角四一（五五五）	急傾斜地の崩壊	下為角四一（五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀町三二二四（五五五）	急傾斜地の崩壊	畑賀町三二二四（五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀町二一八六（五五五）	急傾斜地の崩壊	畑賀町二一八六（五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀町一一八四（五五五）	急傾斜地の崩壊	畑賀町一一八四（五五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀二丁目四（五六〇）	急傾斜地の崩壊	畑賀二丁目四（五六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規
畑賀三丁目三三（四七三八）	急傾斜地の崩壊	畑賀三丁目三三（四七三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規







奥畑賀川（ 一三七）	土石流	次の図のとおり	奥畑賀川（ 一三七）	土石流	次の図のとおり
奥畑賀川（ 一三七隣 a）	土石流	次の図のとおり	奥畑賀川（ 一三七隣 a）	土石流	次の図のとおり
奥畑賀川（ 一三七隣 b）	土石流	次の図のとおり	奥畑賀川（ 一三七隣 b）	土石流	次の図のとおり
奥畑賀川（ 一三七隣 c）	土石流	次の図のとおり	奥畑賀川（ 一三七隣 c）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 三一（一三 八）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三一（一三 八）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 三一（一三 八隣 a）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三一（一三 八隣 a）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 三一（一三 八隣 b）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三一（一三 八隣 b）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 三一（一三 八隣 c）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三一（一三 八隣 c）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 三四（二四 〇―二）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三四（二四 〇―二）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一（一八〇 ―）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一（一八〇 ―）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 七（一八二 ―）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 七（一八二 ―）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一四（一八 三―）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一四（一八 三―）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 二〇（一八 七―）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二〇（一八 七―）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 二三（一八 八―）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二三（一八 八―）	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 二二（一八 八隣）	土石流	次の図のとおり			
横井手川（ 六五三―）	土石流	次の図のとおり			

矢賀谷川（ 六五三二）	土石流	次の図のとおり	
長尾川（六 五三三）	土石流	次の図のとおり	長尾川（六 五三三）
長尾川（六 五三三隣）	土石流	次の図のとおり	長尾川（六 五三三隣）
畑賀川支川 二五（六五 三四）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二五（六五 三四）
鈴尾川（六 五三五）	土石流	次の図のとおり	鈴尾川（六 五三五）
鈴尾川（六 五三五隣 a）	土石流	次の図のとおり	鈴尾川（六 五三五隣 a）
鈴尾川（六 五三五隣 b）	土石流	次の図のとおり	鈴尾川（六 五三五隣 b）
畑賀川支川 二六（六五 三六）	土石流	次の図のとおり	
畑賀川支川 二七（六五 三七）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二七（六五 三七）
畑賀川支川 二七（六五 三七隣）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二七（六五 三七隣）
畑賀川支川 二八（六五 三八）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二八（六五 三八）
畑賀川支川 二九（六五 三九）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二九（六五 三九）
畑賀川支川 三〇（六五 四〇）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 三〇（六五 四〇）
畑賀川支川 二四（六五 五六）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 二四（六五 五六）
畑賀川支川 一五（二三 一）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一五（二三 一）
畑賀川支川 一五（二三 一隣）	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一五（二三 一隣）
畑賀川支川 五（五〇〇 一隣 a）	土石流	次の図のとおり	

畑賀川支川 一七(二八 五)	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一七(二八 五)	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一〇(六五 二六)	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一〇(六五 二六)	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一二(六五 二八)	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一二(六五 二八)	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一三(六五 二九)	土石流	次の図のとおり			
為角川(六 五三〇)	土石流	次の図のとおり	為角川(六 五三〇)	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 一七(二八 五)	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一七(二八 五)	土石流	次の図のとおり
畑賀川支川 二一(五〇 〇二)	土石流	次の図のとおり			
畑賀川支川 一隣b)	土石流	次の図のとおり	畑賀川支川 一隣b)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。